令和８年２月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 613 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
2月号
第613号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主な記事－

「確定申告」松本税務署からのお知らせ　２～３頁
皆さんこんにちは・小澤秀章氏 …… ４頁
頑張ってます・髙松由紀さん …… ４頁
イイね👍ふるさと！ 等 …… ５頁
「人との貸借対照表が良好な職場環境を創る」… ６頁
法律レポート …… ７頁
税務ポイント …… ８～９頁
税制改正に関する提言活動報告 …… ９頁
会員福利厚生制度ＰＲ …… 10頁
2月の予定、税制勉強会案内、
　税に関するアンケートご協力のお願い 等 … 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき … 12頁
税に関するアンケート …… 付録
冬期特別研修会のご案内 …… 付録

イイね ふるさと！

『貞享義民記念館』（安曇野市）

貞享義民記念館（義民館）は、長野県安曇野市に 1992 年開館した歴史資料館で、1686 年の松本藩百姓一揆「貞享騒動」で年貢軽減を求めた義民・多田加助らを顕彰し、「百姓も人間として生きる権利」を現代に伝えることを目的としています。建物は両腕を広げて来館者を迎えるハの字型で、外壁タイルは約１万人の百姓の団結と不屈の意志を象徴。館内には騒動の記録資料や多田加助像、交渉文書を展示し、シアターでは映像で歴史を再現。人権週間の企画展や全国義民サミットなどを通じ、地域と人権を結ぶ拠点として評価されています。

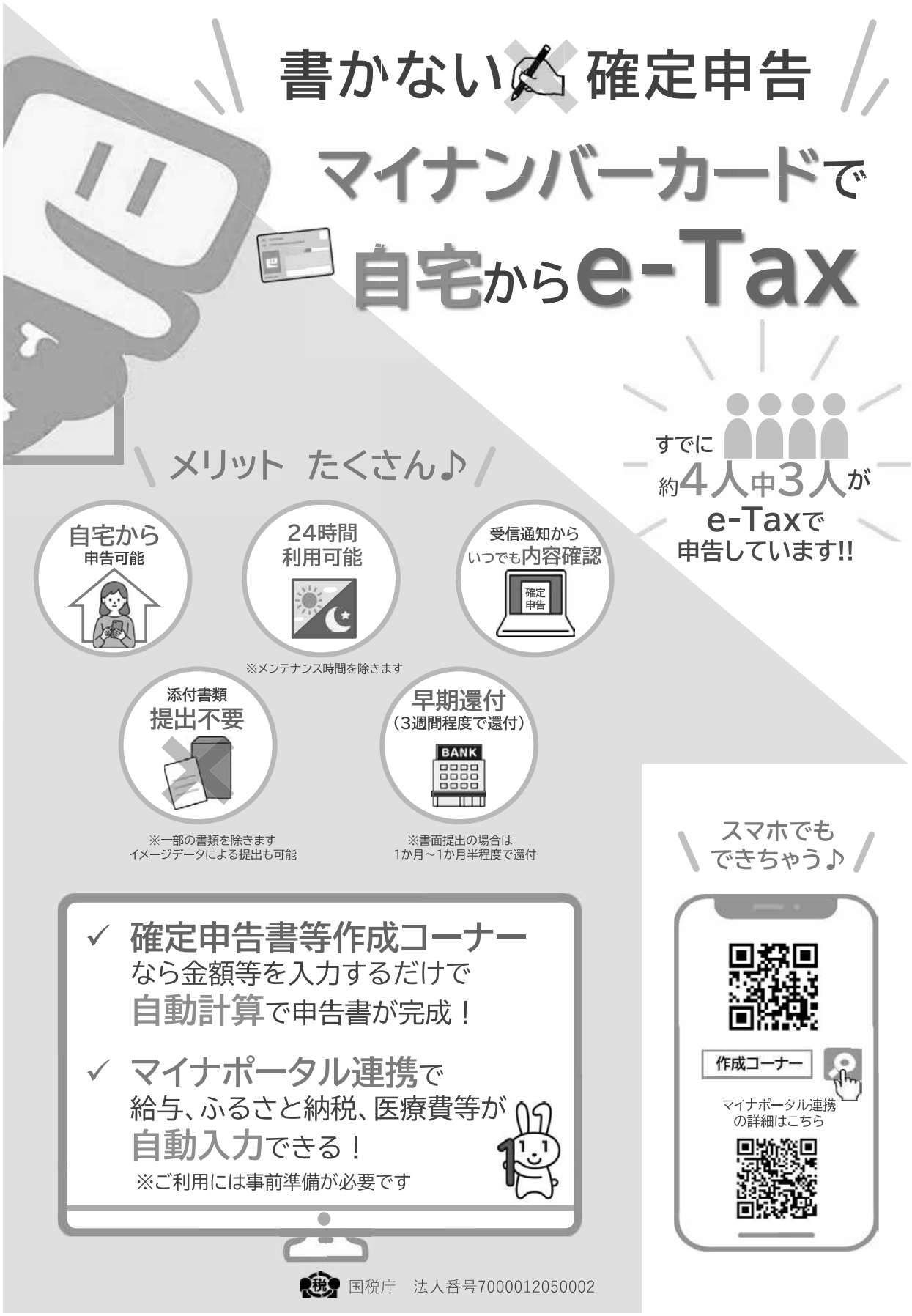
（関連記事５頁掲載　赤羽研二編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

松本税務署からのお知らせ



どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

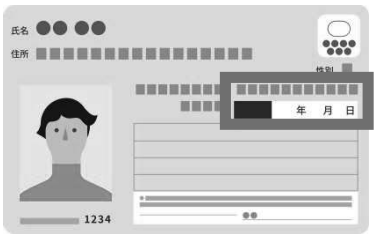


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2（又はICカードリーダライタ）
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① **利用者証明用電子証明書のパスワード**（数字4桁）
 - ② **署名用電子証明書のパスワード**（英数字6～16文字）

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、**e-Tax手続等のご利用ができません。**
特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします。**

＞ 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！**
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの**生体認証機能を利用できます！**（機種によって異なります）

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの詳細はこちら

＼ 読取不要 ／



申告に困ったときは

▶ **動画で見る確定申告**

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内

▶ **チャットボット「ふたば」**

ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくと、税務職員ふたばが回答

・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

R7.8



皆さん こんにちは♪

合同会社Ｓｐｉｎ（美容室 Pash Hair）
松本市白板
代表　**小澤　秀章　氏**

『創業100周年を目指して』

1931年創業の老舗美容室は3代目となる代表が94年の歴史を繋いでいます。店名のＰａｓｈ Ｈａｉｒには「Ｐａｓｓｉｏｎ　ｆｏｒ　Ｈａｉｒ＝髪への情熱」という想いが込められ、先代のころから通い続けているお客様をはじめ、老若男女問わず幅広い層のお客様、一人ひとりのライフスタイルや気持ちに寄り添ったヘアースタイルを提供しています。

2022年に合同会社Ｓｐｉｎとして法人化し今後を見据えての基盤づくりにも着手しています。創業100周年を目指す中、現状維持ではなく、次の一歩を踏み出すため、若いスタッフの意見を積極的に取り入れトライ＆エラーができる環境作り、できないことを出来るように育てる人づくりも大切にされています。



「お客様が笑顔になっていただいたとき、また来ていただいたときにやりがいを感じる」と話される小澤さんですがご趣味も多才でゴルフ、ジョギング、ウォーキングで体作りにも励んでいらっしゃいます。

（田力淳子編集委員）



頑張ってます!!

『安全な医薬品利用を支える専門性』

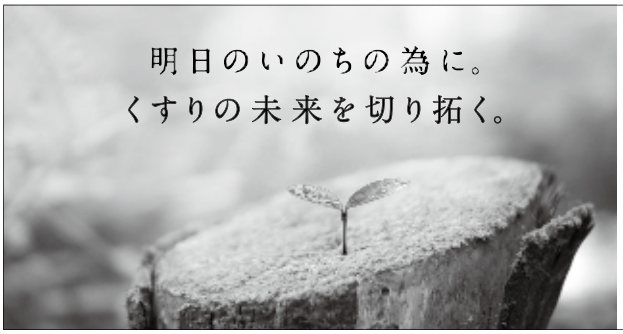


キッセイ薬品工業株式会社
信頼性保証本部
信頼性保証部薬事管理課
髙松　由紀 さん

キッセイ薬品工業株式会社は1946年、松本市で「株式会社橘生化学研究所」として創業し、1964年に現社名へ改称しました。経営理念「純良医薬品を通じて社会に貢献する」「会社構成員を通じて社会に奉仕する」を掲げ、「研究開発なくして製薬企業にあらず」を信念に新薬の創出を目指しています。

今回紹介する髙松由紀さんは2023年４月に入社し、現在は信頼性保証部薬事管理課で医薬品の承認後の変更管理・製造販売に必要な業許可管理・法令順守の監視・当局との調整などの複合的な業務を通じて、患者さんの安全な医薬品利用を支える役割を担っています。最新の規制や業界動向を把握し、正確な判断を心掛けており、業務範囲が広く、承認申請や規制対応など医薬品の安定供給を実現する上で欠かせない重要なプロセスに関われる点にやりがいを感じているそうです。

趣味はホットヨガでリフレッシュすることやゴルフで、近いうちにコースデビューを目指していると笑顔でお話しいただきました。笑顔が素敵な髙松さんの今後の益々のご活躍を期待しています。　**（赤羽研二編集委員）**



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

人ねふるさと！

貞享義民記念館（安曇野市）～人間として生きる権利の主張を伝える～

貞享義民記念館（愛称：義民館）は、長野県安曇野市三郷に 1992 年（平成４年）開館した市立の歴史資料館です。1686 年の松本藩における百姓一揆「貞享騒動」で年貢軽減を求めた元庄屋・多田加助ら義民の闘争を顕彰し、「百姓も人間として生きる権利の主張」を現代に伝えることを目的としています。

義民館の建築は、デザイン全体に深い象徴性があり、ハの字型の構造は、両腕を広げて来館者を迎える姿を表し、訪れる人々を温かく受け入れる「開かれた場」としての姿勢を示しています。さらに、外壁タイルは貞享騒動に参加した約１万人の百姓を象徴し、しっかりと組み合わさった様子は権力に屈しない強い意志と団結力を表現しており、訪れる人に歴史の重みと義民の決意を感じさせる工夫が施されています。

館内には、貞享騒動の記録資料や多田加助の木像レプリカ、藩との交渉文書を展示しています。シアター“夢道場”では紙と光と音で描く演出によって、貞享騒動の歴史ドラマを情感豊かに再現しています。義民たちの勇気と犠牲、そして「生きる権利」を訴えたその魂を、鮮烈に感じられる場です。

毎年12月の人権週間（12/4 ～ 10）に合わせて「安曇野から考える人権展」を開催している他、2002年全国義民サミット、2008年には国連人権高等弁務官に紹介されるなど、地域と人権を結ぶ拠点としても評価されています。　　**（赤羽研二編集委員）**

青年部コーナー　活動報告

松本税務署管内全ての小学校で租税教室講師役を担当！

１月16日に開催された塩尻市立楢川小中学校での租税教室において、青年部長の川出哲敬氏（㈱滝澤工務店）が講師役を担当いたしました。

松本税務署管内（松本・塩尻・安曇野３市、朝日・山形・生坂・筑北・麻績５村）には54の小学校があり、青年部では平成 23 年度に租税教育活動への取り組みを開始し、管内全ての小学校での租税教室講師役担当を一つの目標に掲げてまいりましたが、今回の租税教室開催をもちましてその目標が達成されました。

当日は活動開始以来、講師育成や学校との調整等で多大なご協力をいただいてきた松本税務署より小林由治署長をはじめとする幹部の方々も学校を訪れ、授業を見学されました。活動開始から15年。大勢の青年部員に講師役を担当いただき、税の仕組みや大切さを児童の皆さんに伝えてきました。累計受講児童数は約13,000名となり、成人し納税者となっている方々も大勢いますが、今でも頭の片隅に租税教室の記憶が残っていればとても嬉しいことです。青年部では租税教育活動を「税に携わる法人会らしい社会貢献活動」と位置付け、これからも積極的に取り組んでまいります。



川出青年部長（後列右から３人目）、
小林松本税務署長（後列左から３人目）

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

人との貸借対照表が良好な職場環境を創る

ジャーナリスト　海部隆太郎

宵越しの銭は持たない主義だから」と、粋なセリフで夜な夜なご馳走してくれた先輩たち。感謝の思いを抱くも支払いがクレジットカードだと興ざめ。「宵越しではないよな」と矛盾を感じつつ、それはそれとして、ありがたくご厚意に甘んじていた頃があった。先輩たちが負担した飲食代を借りとは思わなかったが、上手なお金の使い方、気風の良さが人間性を高めることを十分に学んだと思う。自分も後輩たちに同じことをしてきた。「これで、あの時の借りを返せるのでは」という考えが心の中に自然に宿っていったような気がする。

生まれつきの性格もあるが、あらゆる物の貸し借りが好きではなかった。ケチだからとは思わないようにしているが、その傾向はあるのかもしれない。この流れは社会人になっても続き、特に借金は大嫌い。好きなことをして返済のために働いているような人たちを見ると情けなさを感じたが、自らの住宅ローンだけは避けられず、いつしか返済のために働くような時期が結構長く続いた。今は完済し借金とは無縁の生活をしている。

ただ、知らないうちに借りを作ってきたことを知る機会があり、無借金人生だと誇らしげにいた自分を恥じることとなった。

借りたものは返すのが当たり前

知人に薦められて読んだコピーライターの岩崎俊一さんのエッセイ『大人の迷子たち』が気付きのきっかけ。何となく抱いていた「人生は貸しと借りの連続」だということを改めて知らされた。要旨は、人は誕生から自立まで、誰かの世話になり成長する。親だけでなく多様な人々からの「借り」が山積した状態を経て就職し、ここが損益分岐点となり、少しずつ「借り」を作る機会が減っていく。自立した後は、いかにして「貸し」を増やしていけるかが充実した幸せな人生になるのではないか、ということ。

会社も起業時は「借り」ばかり。資金面だけでなく多くの援助を受けて成長したにも関わらず、それを忘れて社会的な「貸し」を行わなければ、いずれは膨れた「借り」で行き詰まってしまうのだと考える。

職場でも同様な発想をすれば、パワハラは「貸し」を消し、部下や周囲の社員を成長させるために苦心する行動は「貸し」を増やす。こう思えば自己中心的な考えは霧消するはずだ。すべての人が多くの人や社会から受けた恩恵を貸借対照表としてとらえていけば、まだまだ「借り」が多いと思うのではないだろうか。誰もが年をとる。高齢者になれば再び「借り」を増やしてしまうのは間違いない。そのために「貸し」を厚くしておかなければなるまい。職場で、特に上司がこの仕組みに気が付けば、良好な職場環境が醸し出されると思うのだが。

借りたものは返すのが当然。金の話ではない。人に対する思い、人に敬意をもって接する、援助できる心の広さのことだ。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）
全国紙記者、ＩＴ企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題を取材し講演・執筆活動を展開する。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

法律レポート

中小企業における日常的な運営における様々な法的リスク対応について　―その④―



三浦法律事務所　弁護士　三　浦　守　孝

前回に引き続き、「Ⅰ、取引の開始・継続に関するリスク」に関して述べます。

⑴　与信判断・与信管理

取引開始時に相手に対する信用を与えることの可否に加え、与える信用の程度を検討し（与信判断)、取引を継続する中で、いったん与えた信用を維持して良いかを継続的に検討する必要があります（与信管理)。与信判断・与信管理プロセスを踏まえて取引限度（数･価値）の検討､契約締結（契約書の作成･改定)、継続的な調査・与信管理が重要となります。

⑵　担保設定・連帯保証契約等

取引の相手方に信用リスクが生じた場合に、他の一般債権者に優先して弁済を受けられるとともに、債権回収に要するコストを節約することが重要です。代表取締役や役員の責任財産からも債権の回収が可能かの検討をします。

なお、取引の相手方が支払不能になる前30日以内にされたものについては、相手方が破産決定を受けると破産管財人による否認の対象となります（破産法162条１項２号)。担保設定のメリットを最大限享受するためには、信用リスクが生じる前、すなわち平常時の時点より、取引先の財産状況を把握し、取引状況に応じたタイムリーな担保設定を行うのが理想であります。

⑶　信用リスク発生時の債権保全・回収

破産手続に移行した後、否認権行使の対象となりえることに注意が必要です。債権回収によって取引先の倒産を招来してしまうケースもありえますし、コストを費やして行った施策によって、逆に、自社の債権回収額が減少するなど費用対効果も考える必要があります。

その他の調査として、情報の信用性が必ずしも担保されていないとはいえ、ＳＮＳやインターネットを用いた調査が有益な場合も多いと思われます。取引先の企業名による名前を検索サイトの自動補完機能によって「倒産」「破産」「閉店」「評判」等の単語が候補となります。

Ⅱ、反社会的勢力に対するリスク管理

⑴　企業の社会的信用の失墜となり、取引関係の解消や顧客離れ、金融機関からの融資の引き揚げ等、企業の存続に直接影響を与え特別背任罪などの刑事訴追を受ける可能性までもありえます。

反社会的勢力を捉えるには、暴力団、暴力団体関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団体等といった組織の属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要です。

⑵　反社会的勢力を自社の企業取引に一切関与させないために、社内体制の整備、経営トップの強いメッセージが求められます。

①反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積②平時および有事に対応を行う窓口となる部署（対応責任者等）を設ける③社内研修・教育・啓蒙活動④対応マニュアルを整備⑤外部専門機関との連携等が大切です。

また証拠化のために録音、撮影機器等をセットしておくとともに、追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておくこともポイントになります。

⑶　警察、暴力追放運動促進センター、弁護士等との連携もケースによっては必要となります。

⑷　暴力団排除条項の導入（契約書などのチェック）

暴力団など反社会的勢力とは取引しないこと、取引開始後反社会的勢力と判明した場合には、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款などに導入しておくことが必要となります。

基本条項として、表明保証（該当しないこと)、解除条項、損害賠償がセットとなります。

⑸　反社会的勢力であることが確実な場合の対応

契約関係を解消、同条項に基づいて契約を解除、その他解除条項に該当しないかどうか常に確認し、即時に解除の手続をとることが必要です。

⑹　反社会的勢力であるが確証がもてない場合の対応

インターネット上の情報は必ずしも正確でなく、相手方から逆に不当な取引拒絶として損害賠償請求がなされる可能性も踏まえなければならず、警察、暴力追放運動促進センターなどへの照会を行う必要があります。

三浦法律事務所　当会顧問弁護士　三　浦　守　孝
〒390-0874　松本市大手 1-3-29　丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030 ㈹　FAX(0263)39-2031

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑤〕

防衛特別法人税の創設について

Q. 防衛特別法人税の概要について教えてください。

A.

令和７年３月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）（令７改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

⑴ 制度の概要

防衛特別法人税※1の概要は以下のとおりです※2。

１　納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります（防確法８）。

２　課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます（防確法９）。

３　課税事業年度

法人の令和８年４月１日以後に開始する各事業年度が課税事業年度となります（防確法11）。

４　税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額）に４％の税率を乗じて計算した金額となります（防確法14①、15）（⑵課税標準法人税額及び税額の計算を参照）※3。

５　申告

⑴　各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません（防確法21）※4。

⑵　防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から２月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません（防確法 25）※5。

※１　防衛特別法人税の規定（中間申告の規定を除きます。）は、法人の令和８年４月１日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用されます（改正法附則62①）。

※２　防衛特別法人税の概要については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット「防衛特別法人税が創設されました（令和７年５月）」も参照ください。

※３　計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われないため、いわゆる零申告が必要となります。

※４　中間申告の規定は、法人の令和９年４月１日以後に開始する課税事業年度から適用されます（改正法附則62②）。

※５　防衛特別法人税の申告書については、法人税及び地方法人税の申告書別表に防衛特別法人税に係る欄を追加する予定です。詳細については、国税庁ホームページに公表する様式をご参照ください。

⑵ 課税標準法人税額及び税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）に４％の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除を行うことができます（防確法16～19）。

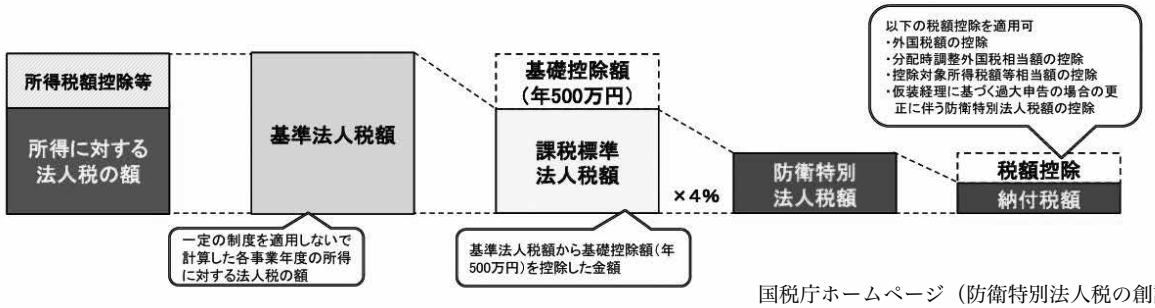
１　基準法人税額…一定の制度※6を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（防確法10）。

２　基礎控除額…年500万円（防確法13③）※7。

※６　基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除（法68）、外国税額の控除（法69）、分配時調整外国税相当額の控除（法69の２）、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の６⑥⑦）、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算（措法42の14①④）及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の７④、66の９の３③）をいいます（防確法10一）。

※７　課税事業年度が１年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります（防確法13⑧⑨）。

［防衛特別法人税の計算イメージ］



国税庁ホームページ（防衛特別法人税の創設）参照

（税制委員会：税制委員会：山口侑子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

令和８年度　税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

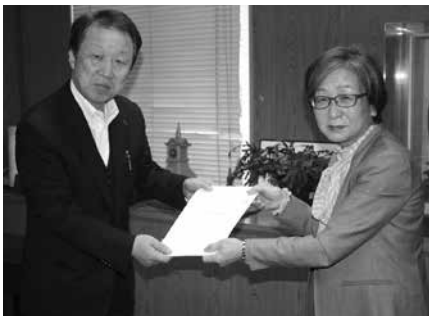
11月25日には松本市役所（市長・市議会議長）、12月15日に下条みつ衆議院議員事務所（立憲民主党）、中川宏昌衆議院議員事務所（公明党）を百瀬幸子税制委員長が訪問し、税制改正に関する提言活動を行いました。なお、松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。



下条みつ衆議院議員



中川宏昌衆議院議員事務所



松本市 中野副市長



松本市議会 阿部議長

行動する法人会（全法連）―令和８年度税制改正に関する提言―

法人会では適正・公平な税制の実現を目指して、税のあるべき姿や将来像を見据えた建設的な提言活動を展開しています。全法連では関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省
片山財務大臣（左）



国税庁　（表敬訪問）

「消費税申告一声運動実施中」



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記ＱＲコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。

（アドレス）**https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/**

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社　**松本支社**/長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

２月の予定

４日税制委員会グループ会議　５日広報委員会編集会議・臨時委員会　10日新設法人説明会、県連理事会等　13日２月役員会　17日第120回税制勉強会、青年部２月例会　19日租税教室（安曇小学校）、会員親睦ボウリング大会　20日冬期特別研修会　26日決算説明会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会 / １月決算法人対象）
２月 26 日㈭ 午後２時より
松本市駅前会館 ４階「大会議室」

第 120 回 税制勉強会開催のお知らせ
～税務調査・事績の概要～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。参加希望の方は事務局までお申し込みください。

日　時　２月17日㈫　午後２時～３時30分
会　場　松本市駅前会館４階「大会議室」
内　容　「税務調査・事績の概要」
講　師　松本税務署 副署長　梅澤　貴則 氏
受講料　無料
お申込　事務局まで（0263-35-8080）

１月拡大役員会・賀詞交換会（新入会員歓迎会）を開催

１月21日㈬、当会役員と昨年入会いただいた新入会員および紹介者に参加いただき、１月拡大役員会・賀詞交換会（新入会員歓迎会）を開催いたしました。

拡大役員会では当会内に組織されている６つの委員会（総務・研修・組織・広報・税制・厚生）と青年部・女性部が、それぞれ次年度の事業計画案を報告し、当会活動に関する理解を深めていただきました。続く賀詞交換会（新入会員歓迎会）では、新入会員による自己紹介なども行われ、当会役員や来賓との親睦を深める機会となりました。大勢のご参加誠にありがとうございました。


滝沢会長


新入会員の皆様

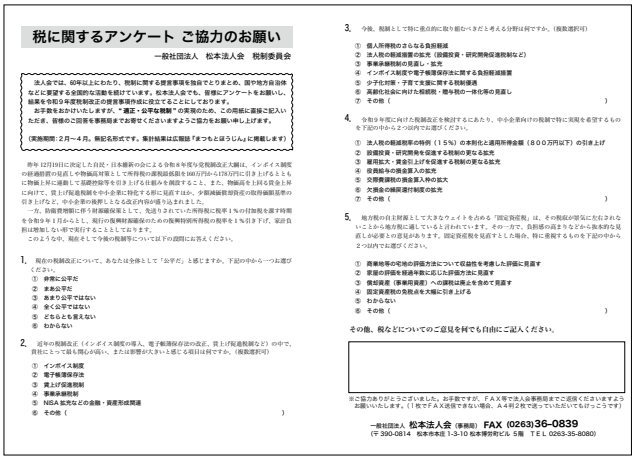
税に関するアンケート　ご協力のお願い

全国の法人会では、適正・公平な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会でも令和９年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今月号付録として同送しております。

皆様からお寄せいただきましたご意見を参考にして、令和９年度税制改正に関する提言を取りまとめますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

FAX.0263－36－0839


税に関するアンケート ご協力のお願い

一般社団法人　松本法人会　税制委員会

法人会では、60年以上にわたり、税制に関する提言事項を独自でとりまとめ、国や地方自治体などに要望する全国的な活動を続けています。松本法人会でも、提言にアンケートをお願いし、結果を令和９年度税制改正の提言事項作成に役立てることにしております。
お手数をおかけいたしますが、"適正・公平な課税"の実現のため、この用紙に直接ご記入いただき、皆様のご回答を事務局までお寄せくださいますようご協力をお願い申し上げます。
（実施期間：２月～４月。期記名形式です。集計結果は広報誌「まつもとほうじん」に掲載します）

昨年 12月19日に決定した自民・日本維新の会による令和８年度与党税調改正大綱は、インボイス制度の軽減措置の見直しや物価高対策として所得税の課税最低額を160万円から178万円に引き上げるとともに物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを開設すること、また、物価高を上回る賃金上昇に向けて、賃上げ促進税制を中小企業に特化する形に見直すほか、少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど、中小企業の税制しとなる改正内容が盛り込まれました。
一方、防衛費増額に伴う財源確保策として、先送りされていた所得税に税率１％の付加税を課す時期を令和９年１月からとし、現行の復興特別所得税の税率を１％引き下げ、家計負担は増加しない形で実行することとしております。
このような中、現在そして今後の税制等について以下の設問にお答えください。

1. 現在の税制改正について、あなたは全体として「公平だ」と感じますか。下記の中から一つお選びください。
① 非常に公平だ
② まあ公平だ
③ あまり公平ではない
④ 全く公平ではない
⑤ どちらとも言えない
⑥ わからない

2. 近年の税制改正（インボイス制度の導入、電子帳簿保存法の改正、賃上げ促進税制など）の中で、貴社にとって最も関心が高い、または影響が大きいと感じる項目は何ですか。（複数選択可）
① インボイス制度
② 電子帳簿保存法
③ 賃上げ促進税制
④ 事業承継税制
⑤ NISA 拡充などの金融・資産形成関連
⑥ その他（　　）

3. 今後、税制として特に重点的に取り組むべきだと考える分野は何ですか。（複数選択可）
① 個人所得税のさらなる負担軽減
② 法人税の軽減措置の拡充（設備投資・研究開発促進税制など）
③ 事業承継税制の見直し・拡充
④ インボイス制度や電子帳簿保存法に関する負担軽減措置
⑤ 少子化対策・子育て支援に関する税制優遇
⑥ 高齢社会に向けた税制面・福祉制度の一体化等の見直し
⑦ その他（　　）

4. 令和９年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から２つ以内でお選びください。
① 法人税の軽減税率の特例（15％）の本則化と適用所得金額（800万円以下）の引き上げ
② 設備投資・研究開発を促進する税制の更なる拡充
③ 賃上げ・賃金引上げを促進する税制の更なる拡充
④ 役員給与の損金算入の拡充
⑤ 欠損金繰越控除の損金算入等の拡大
⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
⑦ その他（　　）

5. 地方税の自主財源として大きなウェイトを占める「固定資産税」は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高さなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視するものを下記の中から２つ以内でお選びください。
① 商業地等の宅地の評価方法について収益性を考慮した評価に見直す
② 家屋の評価を経過年数に応じた評価方法に見直す
③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
④ 固定資産税の負担水を大幅に引き上げる
⑤ わからない
⑥ その他（　　）

その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、ＦＡＸ等で法人会事務局までご送信くださいますようお願いいたします。（１枚でＦＡＸ送信できない場合、Ａ４判２枚で送っていただいてもけっこうです）

一般社団法人 松本法人会（事務局） FAX (0263)36-0839
（〒390-0814 松本市本庄 1-3-10 松本博労町ビル 5階 TEL 0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

－冬期特別研修会のお知らせ－

～仕事に活かす行動経済学！～

ノーベル賞受賞で話題“選択の科学”！

心の不思議と効果的なコミュニケーションの実践



開催日　**２月20日(金)**　午後2時～3時30分

会場　**松本市駅前会館 ４F「大会議室」**

定員　定員／**80名**（先着順 要申込）

講師　作家・心理学者・心理コンサルタント　**晴香 葉子さん**

受講料　**無料**

■ 詳細・お申し込みは……

本号チラシにてご確認ください

お問い合わせ　一般社団法人 松本法人会（事務局）TEL.0263-35-8080

地区トピックス　特別大会「明治安田Ｊリーグ百年構想リーグ」



2026年は、８月開幕の「2026/27シーズン明治安田Ｊリーグ」への移行に向け、２～６月に特別大会「明治安田Ｊリーグ百年構想リーグ」が開催されます。松本山雅ＦＣはＪ２・Ｊ３EAST-B に所属し、地域別10クラブによる総当たり戦を行います。

（赤羽研二編集委員）

川柳コーナー

民の声
聞くはずなのに
なぜ解散

物価高
支持率と一緒に
上げないで

鬼は外
子等の声なく
じじの声

無筆

あとがき

毎年のことですがこの季節、雪をまとった北アルプスの凛とした冬の景色を目にすると、自然と身が引き締まる思いがします。一方で、年度末を迎える二月は仕事も気持ちも慌ただしくなる時期でもあります。原材料やエネルギーコストの上昇など先を見通しにくい状況が続くなか、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しさを増しています。現場に立てば日々さまざまな判断が求められ右往左往する場面も少なくありません。これまでの経験が支えになってはおりますが、お客様のニーズに合わせあらたな工夫や発想がこれまで以上に必要とされる時代を迎えていると感じます。さて、創業六十年という歴史をもつわが社ですが、ここからどう踏ん張って会社を守り、次の世代につないでいくか…そんなことに思いを巡らせながら、年度の節目を迎えるこの時期、いま一度足元を見つめ直し、次への一歩を踏み出すための時間として二月を過ごしていきたいと思います。

（田力）

（本号編集委員：田力淳子　赤羽研二）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社